

# 労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで！

## 河本社 労 士 事 務 所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 IS ビル 5F Tel: 06-6264-6264 Fax: 06-6264-6265

### 日本のイノベーションの失敗例

日本の人口減少が加速する中、今後、縮小していく消費をめがけての競争は熾烈になり、消費する側に価値を提供できない会社は必然的に淘汰されることが予想されます。そこで現状において危機感を持って、イノベーションへの取り組みを始めている企業もあるようですが、うまくいかないことも多いようです。

今回は、その失敗例をご紹介しますことで皆さまの取り組みのご参考にして頂ければと思います。

#### ★優秀な人材にイノベーションを任せるケース

「優秀な人材」は人とは違った考え方、経歴がある、ということを重視しすぎてうまくいかないケース。

多くのイノベーションは、チームプレーが大切で、役割をもった各人がうまく連携しないと成し遂げられません。いくら優秀な人材の集まりでも、チームとしてうまく機能しなければ意味がなく、人材のバランスが重要だと思われれます。

#### ★アイデアを社内公募するケース

一般的には、社内でアイデアを募集し、アイデアの選抜、プロジェクトの立ち上げ、経営幹部へのプレゼンテーションが行われ、ゴーサインが出たら、開発に着手という流れが多いようです。費用は安く済みますが、時間がかかる上、実行の段階で経営環境や、財務状況が変わってしまうこともあり、結局実行されないことが多いようです。

【株式会社マネジメントパートナー】

### 外国人技能実習制度とは？

「外国人技能実習制度」とは、日本で技能を習得した外国人が、母国の発展に寄与することを最終的な目標にした制度です。適切な運用がされるよう幾つかルールがある中で、特に混同しやすい内容についてご紹介致します。

#### 1. ビザと在留資格の違い

i. ビザ(査証)＝外国から日本の空港に上陸し、入国審査を受けるためのもの→**外国で発行**

ii. 在留資格＝ビザ(査証)や入国管理局が独自に定める基準を満たした外国人が日本に入国して在留することを許可するもの。→**日本で発行**

#### 2. ビザには2種類(『研修ビザ』と『技能実習ビザ』)がある！

**【研修ビザ】**在留期間は1年間で**技能実習ビザへの在留資格変更はできません**。また、**労働者ではありませんから、報酬はなく、実費支給(交通費等)のみとなります**。

(例)実務研修を伴わない工場見学や講義中心の社員研修のため海外より人員を呼び寄せる場合等

**【技能実習ビザ】**初期講習後に**実習計画の範囲内で、実務実習を行うことができ、報酬も発生します**。

#### 3. 在留資格で許可される活動が違う！(日本には27種類の在留資格があり、許可されている活動が異なります)

例えば、日本に観光に来ている外国人は短期滞在の在留資格を所持しており、アルバイトなどを行うと不法就労となってしまいます。

⇒「**技能実習1号**」受け入れ先機関に雇用され、現場で技能を習得するための活動が可能となります。

⇒「**技能実習2号**」技能が一定水準に達すると**在留資格の変更が許可され、最長3年間の実習が可能となります**。

⇒「**技能実習3号**」優良品が認められる監理団体(商工会などの営利を目的としない団体)や、実習実施機関に限り、最長5年間技能実習が認められます。

【one visa journal より】

#### セミナーのご案内

### 『リーダーシップ』と『フォロワーシップ』No2 の育成

～世の中の動向と生き残る企業の条件～ 【講師】井上 幸葉 氏

【日時】平成30年11月9日(金) 16:00～18:00

【場所】大雅ビル第1会議室(大阪市中央区備後町3-6-2)

是非お申込み下さい！⇒<https://k-s-j.net/>